

## ほくでんコクリエ ガス料金立替払いサービス請求規約

### 第1条（本規約の適用）

ほくでんコクリエ ガス料金立替払いサービス請求規約（以下、「本規約」といいます。）は、北海道電力株式会社（以下、「北海道電力」といいます。）が定めるガス標準約款（以下、「標準約款」といいます。）に基づき北海道電力がお客さまとの間で締結するガス小売供給契約（以下、「ガス契約」といいます。）のうち、コクリエガスプラン（一般料金）（需給契約要綱）、コクリエガスプラン（FF暖房給湯）（需給契約要綱）、JOGガスプラン（一般料金）（需給契約要綱）およびJOGガスプラン（FF暖房給湯）（需給契約要綱）（以下、併せて「契約要綱」といいます。）に従ってお客さまが北海道電力に支払義務を負うガス料金（北海道電力から北海道電力コクリエーション株式会社（以下、「当社」といいます。）に開示されるものとし、以下、「ガス料金」といいます。）について、当社が、北海道電力に代わってお客さまにガス料金に相当する金額を請求し、お客さまから北海道電力への直接支払いを不要とするサービス（以下、「本サービス」といいます。）における各種条件を定めるものです。

- 2 本規約で使用用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の電気標準約款〔低圧〕および需給契約要綱並びに北海道電力の定める標準約款および契約要綱（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約およびその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

当社は、ガス料金に相当する金額を、お客さまに請求いたします。

- 2 お客さまは、当社が前項の請求に基づき受領したお客さまのガス料金をお客さまに代わって北海道電力に対して支払うことおよびお客さまにガス料金に相当する金額をお支払いいただく前に北海道電力へのガス料金の支払期日が到来した場合には、お客さまのガス料金を当社が当該お客さまに代わって北海道電力に支払うこと（以下、「第三者弁済」といいます。）に同意するものとし、当社は、標準約款および契約要綱に基づき発生するガス料金に相当する金額を北海道電力に代わり、お客さまに請求する権利（以下、「請求権」といいます。）および当社が第三者弁済をした場合には当社が当該お客さまに代わって支払ったガス料金に相当する金額をお客さまに請求する権利（以下、「求償権」といいます。）を取得します。
- 3 お客さまは、当社の請求権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「本債務」といいます。）を、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、

「求償債務」といい、本債務と併せて「本債務等」といいます。)を、本規約に基づき、それぞれお支払いいただくものとします。なお、本サービスは、お客さまの北海道電力に対するガス料金の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。

### 第3条 (本サービスの提供条件および有効期間)

当社は、本サービスについて、当社所定の申込方法によって申込を受け付けます。なお、お客さまは、本規約に同意のうえ、当社へ申込されるものとします。

- 2 当社がお客さまからの申込を承諾した時点で、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービスの利用に係る契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。
- 3 本サービス利用契約の有効期間については、標準約款および契約要綱に定める契約期間と同一とするものとします。

### 第4条 (本サービス提供の料金)

本サービスの提供に係る料金は、無料とします。

### 第5条 (立替払と支払い請求)

ガス料金については、当社と北海道電力との定めに基づき、当社がお客さまに代わって北海道電力へ支払いを行うものとし、当社は、ガス料金に相当する金額を本債務又は求償債務の額としてお客さまへ支払請求します。

- 2 特別の事情がある場合には、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。この場合、当社が指定した様式によっていただきます。
- 3 前項の規定に該当することとなった場合は、当社は、原則として、請求書の発行にかかる手数料等これにともない要する費用に相当する金額を帳票発行手数料として、当該請求書を発行した料金算定期間の料金とあわせて申し受けます。

なお、帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

1 料金の算定期間および1契約につき	385円00銭
--------------------	---------

### 第6条 (本債務等のお支払い)

本債務等は、いかなる場合でも、お客さまにお支払いいただくものとします。

- 2 標準約款および契約要綱において定められているガス料金の支払日にかかわらず、お客さまは、本債務について、当社が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 3 お客さまは、求償債務について、当社が定める期日（以下、「求償債務支払期日」といいます。）までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 4 ガス契約の取消、廃止、無効その他の理由により、北海道電力がお客さまに本債務等に

係る金額を返還すべき場合でも、当社は、一旦お支払いいただいた当該金額をお客さまに返金する義務を負わないものとします。

- 5 お客さまがガス契約を廃止しようとするときは、北海道電力が定める方法により北海道電力または当社に廃止を申出る必要があります。なお、お客さまがガス契約を廃止した場合であっても、当社はすでにお支払いいただいた本債務等に係る金額の返金を行いません。
- 6 本債務等のいずれについても分割によるお支払いはお受けすることができません。また、本債務等の他に、当社からお客さまへのご請求がある場合、本債務等のみを対象としたお支払いはお受けすることができません。

#### 第7条（ガス契約の終了）

ガス契約の取消、廃止、無効その他の理由により、ガス契約が終了したときは、当該終了日をもって本サービス利用契約も終了するものとします。ただし、この場合においても、ガス契約終了までに発生したお客さまのガス料金に相当する金額に係る本債務等を当社がお客さまに請求する場合があります。

#### 第8条（収納手数料の負担等）

お客さまが支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

#### 第9条（本サービス利用契約の解約等）

お客さまは、本サービス利用契約を解約しようとする場合には、当社に事前に届け出るものとします。届出がなかったことによりお客さまが被った損害について、当社は一切責任を負いません。

- 2 本サービス利用契約は、前項の届出に基づきお客さまが希望する日以降で当社が指定する日をもって終了するものとします。
- 3 当社は、本サービス利用契約の終了までに当社がお客さまから受領した本債務等に係る金額の返還はいたしません。
- 4 お客さまは、本サービス利用契約の終了までに発生した本債務等について、本サービス利用契約の終了により何ら影響を受けず、本規約および関連規程に従って履行するものとします。

#### 第10条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）

お客さまに当社が提供する他のサービスの利用料金等（当社が本債務等と一括してお客さまに請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さまの責に帰すべき事由によ

り、当社の提供する他のサービス等の利用に係る契約が当社により解約された場合には、お客さまは、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さまへの催告又は通知をすることなく、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約することができるものとします。

- 2 当社は、お客さまが本規約に違反した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービス利用契約を解約することができます。この場合において、当社は、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約します。
- 3 前二項の事由が発生した場合には、当社は、前二項の事由の発生以前に当社がお客さまから受領した本債務等に係る金額の返還はいたしません。また、解約までに発生した本債務等について、解約により何ら影響を受けず、本規約および関連規程に従って履行するものとします。
- 4 第1項又は第2項の事由が発生した場合、当社との契約に基づき、お客さまが利用している他のサービスについて利用停止又は解約となる可能性があります。

#### 第11条（本サービスの終了時の措置および精算）

本サービス利用契約が終了した場合、本規約または関連規程に定めるところにより、ガス契約は終了となる場合があります。

- 2 前項の場合、理由の如何を問わず、お客さまの本債務等は当然に期限の利益を失い、お客さまは直ちに当社に対し、本債務等を支払うものとします。
- 3 理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス利用契約を条件として当社又は北海道電力が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとします。

#### 第12条（免責）

当社は、第7条に定める本サービス利用契約の終了および第10条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客さまに生じた損害について、お客さまに対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。また、当社の責に帰すべき事由に起因してお客さまに生じた損害であっても、当社は、当該損害が発生した月のお客さまのガス料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

#### 第13条（権利・義務譲渡の禁止）

お客さまは、本サービスに関する権利・義務の全部又は一部について、第三者に譲渡若しくは担保に供することはできません。

#### 第14条（お客さまに係る情報の利用）

当社は、お客さまに係る情報（当社がお客さまに関して取得する氏名、住所、生年月日、電話番号および契約者識別符号等の全てのお客さまの情報をいい、当社が本サービスまたは電気契約に関して取得するお客さまの情報を含みますがこれに限りません。以下、「お客さま情報」といいます。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

- (1) お客さまからの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内又は情報提供等の契約者に対する対応業務
  - (2) 本サービス提供における課金計算に係る業務
  - (3) 本サービス提供における料金請求に係る業務
  - (4) 市場調査およびその分析
  - (5) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
  - (6) 前各号のほか当社が公表するプライバシーポリシーに定める目的
- 2 前項に定める他、当社と北海道電力はお客さま情報を、前項各号に定める目的で共同利用するものとします。
- 3 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理者は、共同利用に係るお客さま情報について、責任を有するものとします。
- 4 当社は、以下の各号に掲げる場合には、お客さま情報を第三者に提供するものとします。また、当社は、個人情報保護法、ガス事業法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を書面の送付又は電子的若しくは磁気的な方法等により第三者に提供する場合があります。
- (1) 支払期日を経過したにもかかわらず本債務等を支払わないお客さま又は不払い額および滞納額に争いがあるお客さまのお客さま情報を、争いがある場合はその旨の情報等と併せ、ガス料金不払いの発生を防ぐことを目的として、北海道電力へ提供する場合。
  - (2) ガス契約の契約申込受付時の加入審査に活用することにより、不正な加入、ガス料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報（お客さまの職業、勤務先、本人確認書類の号、料金の支払い方法・状況、支払い口座又はカードの番号、契約状況、審査結果、不正行為に関する記録、不払いとなった時期、不払い額および滞納額に争いがある場合等におけるその旨の情報等を含みます）を北海道電力へ提供する場合。
  - (3) ガス契約の契約申込受付時の加入審査および加入後の調査に活用することにより、不正な加入、料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報をお客さまにより提示された偽造又は改ざんされた証明書に関する個人情報（当該証明書に記載された名前、名前カナ、生年月日、住所、郵便番号、証明書種別、証明書番号、証明書発行元、申込日、連絡先電話番号、逮捕情報、偽造の

手口、加入審査結果等) と併せ、北海道電力へ提供する場合。

- 5 お客様は、当社が前各項の条件に従い、お客様情報を利用することに同意するものとします。

#### 第15条 (協議事項)

当社およびお客様は、本規約により生じる権利・義務を誠実に履行するものとし、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもつて協議し解決するよう努めるものとします。

#### 附則

##### 1. 実施期日

本規約は、2021年2月1日から実施します。